

## 令和 4 年度市町村実務研修生

令和 4 年度の市町村実務研修生の派遣市町村は次のとおり。

地域ブロック	市町村名（期間）	備考
尾 張	日進市(R3、R4)	2年目
	稲沢市(R4)	新規
海 部	あま市(R4、R5)	新規
知 多	なし	－
西三河	幸田町(R4)	新規
東三河	なし	－

### これまでの経緯

- (1) あいち電子自治体推進協議会にて共同でシステム開発、運営等を行うため、協議会の設立準備段階（平成 13 年度）から県に市町村実務研修生を派遣していただいている。
- (2) 平成 15 年度のあいち電子自治体推進協議会設立後は、現在の愛知県総務局総務部情報政策課に事務局を置き、県職員及び市町村実務研修生により事務を行っている。
- (3) 設立準備時は 1 名、協議会設立後は年度の業務量により 3 名から 5 名の範囲で派遣していただいてきた。
- (4) 平成 16 年度に市町村実務研修生の派遣ルールが承認された。（平成 16 年度第 4 回幹事会）
- (5) 市町村合併が進んだことにより、ブロック内市町村数の偏りとブロックによる派遣実績の偏りが生じたため、平成 21 年度に派遣ルールの見直しを行い、平成 32 年度までの地域ブロック派遣ローテーションを決定した。（平成 21 年度第 2 回幹事会承認）
- (6) 平成 28 年度に、派遣が一巡する令和 6 年度までの派遣予定市町村を決定した。（平成 28 年度第 3 回幹事会承認）
- (7) 令和 3 年度に、令和 7 年度から令和 16 年度までの地域ブロック派遣割当てを決定した。（令和 3 年度第 2 回幹事会承認）

### 【あいち電子自治体推進協議会 市町村実務研修生派遣ルール】平成 21 年度第 2 回幹事会承認

- (1) 派遣団体
  - ア 原則として地域ブロックのローテーションとし、該当のブロック内団体から派遣するものとする。
  - イ 偏りが解消されるまでの間、原則として尾張地区 3 名、三河地区 1 名の派遣とする。
  - ウ ブロック内のすべての団体が、派遣ルールにより派遣が終了した場合は、当該ブロックをローテーションから除く。
- (2) 派遣期間
  - ア 原則として、市は 2 年間、町村は 1 年間又は 2 年間とする。
  - イ 市の事情により派遣期間が 1 年間となる場合は、同一ブロック内の団体で 2 年間継続するものとし、派遣期間が 1 年の場合は、別途アの派遣期間を満たすこととする。
  - ウ 上記ア及びイは、平成 16 年度第 4 回幹事会に承認された派遣ルール以降においても適用する。
- (3) 派遣ローテーション
 

別添の派遣ローテーションによることとし、協議会事務局の業務量により、市又は町村から派遣することとする。
- (4) ブロック内での派遣ルール
 

各ブロックにおいて定めるものとする。

<参考>

◆市町村実務研修生 これまでの派遣実績及び今後の派遣予定

	市町村数	H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	市町村数	備考	
尾張	26				東郷町	東郷町		稻沢市	一宮市	一宮市	瀬戸市	瀬戸市	春日井市	春日井市	犬山市	犬山市	豊山町	小牧市	小牧市	岩倉市	岩倉市	大口町	稻沢市	清須市	清須市	18(0)	令和6年度は3団体派遣予定	
															長久手市	長久手市	江南市	江南市	尾張旭市	尾張旭市	豊明市	豊明市	日進市	日進市	北名古屋市	北名古屋市		
海部	13			美和町	蟹江町		津島市	津島市		愛西市	愛西市	弥富市	弥富市			大治町	飛島村						あま市	あま市		7(0)		
知多	10	大府市		東海市	東海市		半田市	半田市			阿久比町	常滑市	常滑市	東浦町			東海市	東海市	南知多町	大府市	大府市					10(3)		
尾張計	49	1	0	2	3	1	1	3	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	35(3)		
西三河	12		西尾市			岡崎市	岡崎市		安城市	安城市			碧南市	碧南市	刈谷市		刈谷市	知立市	知立市	みよし市	みよし市	高浜市	高浜市	幸田町	幸田町	豊田市	10(0)	
(豊田加茂)	7						豊田市																					
東三河	10			豊橋市	豊橋市	豊川市	豊川市	蒲郡市	蒲郡市		田原市	田原市														豊根村	8(0)	
(新城設楽)	9					作手村/ 新城市	東栄町			新城市	設楽町																	
三河計	38	0	1	1	1	3	4	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	18(0)		
派遣団体数		1	1	3	4	4	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4			

注:平成27年度から、豊田加茂ブロックと西三河ブロックを統合して西三河ブロックとし、新城設楽ブロックと東三河ブロックを統合して東三河ブロックとなった。

※市町村数の( )内は未派遣団体数(派遣ルール(2)ウによる市の1年間派遣団体を含む)